

霧島市職員等の旅費に関する条例の全部改正について

霧島市職員等の旅費に関する条例の全部を次のように改正する。

令和8年2月16日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市職員等の旅費に関する条例

霧島市職員等の旅費に関する条例（平成17年霧島市条例第67号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 旅費の種目及び内容（第10条—第20条）
- 第3章 雑則（第21条—第30条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関する事項を定めるものとする。
- 2 市が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、別に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 職員 市長、副市長、教育長、地方公営企業の管理者、霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号。以下「給与条例」という。）第2条に規定する職員その他市の常勤の職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第9項において同じ。)を締結したものをいう。
- (8) 県内旅行 在勤公署(常時勤務する在勤公署のない場合は又は市長が若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所をいう。以下同じ。)の存する都道府県内における旅行及びこれに準ずる旅行として規則で定めるものをいう。
- (9) 県外旅行 県内旅行以外の本邦(本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島の存する領域をいう。)における旅行をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員
 - (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
 - (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号から第4号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由により退職等

となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

- 4 職員又は職員以外の者が市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項、前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 上級者の出張用務を補佐するため、特に同行を命ぜられたものに対しては、宿泊費に限り上級者と同額を支給する。
- 9 第1項、第2項、第4項から第6項まで及び第8項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項又は第5項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前

条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請はしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第7条 在勤公署又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

- 2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、支出命令者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、当該旅行を完了した後1週間以内に旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、過払金の返納の告知の日の翌日から起算して1週間以内に当該過払金を返納させなければならない。

(旅行依頼による旅費)

第9条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、この条例で定める額の範囲内で、その都度市長が定めるものとする。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目及び内容)

第10条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。次項及び第14条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第14条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは次に規定する運賃の額とする。

- (1) 運賃の等級を2階級又は3階級に区分する船舶による県内旅行の場合には、上級の運賃の額とする。ただし、当該上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最下級の運賃の額とする。

- (2) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による県外旅行の場合には、中級の運賃の額とする。ただし、当該中級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最上級の運賃の額とする。
- (3) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による県外旅行の場合には、上級の運賃の額とする。ただし、当該上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最上級の運賃の額とする。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に規定する移動に直接要する費用のうち、旅行者が旅行命令権者の承認を受けて私有車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車で市長が定めるものをいう。次項において同じ。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、1キロメートルにつき25円を乗じて得た額とする。

3 前項の路程は、当該旅行につき私有車により旅行した全路程を通算して計算すること

とし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(1) 市長 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「国規程」という。）別表第2の表に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算出した額

(2) 副市長、教育長及びそれ以外の職員 国規程別表第2の表に規定する職務の級が10級以下の者の宿泊費基準額の例により算出した額

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国規程別表第3の表に規定する国家公務員の宿泊手当の例により算定した額とする。

(転居費)

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第20条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第19条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、赴任後自ら居住するための住宅（貸間を含む。）に入居した日までの日数に係る5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第20条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第11条から第14条までの規定による交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前

項第2号に規定する期間を延長することができる。

第3章 雑則

(市内旅費)

第21条 職員が市内に出張するときは、一定の地域にかぎり定額の旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給に係る支給区域、旅費の額及び支給方法については、規則で定める。

(市内以外の同一市町村内旅行の旅費)

第22条 市内以外の同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤公署の変更に伴う旅行については、その他交通費、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係る次に掲げるものとする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項各号の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項各号に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第6号に掲げる順位により、同順位者がある場合には年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第25条 外国旅行の旅費の支給については、この条例に定めるものを除くほか、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用する。

2 前項の規定により算出した旅費の額が、不当に旅行の実費を超えて旅費を支給するこ

ととなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費について、その全部又は一部を支給しないことができる。

(旅費の支給額の上限)

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条第1項各号に掲げる各費用について、当該各号及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第15条、第16条、第18条、第19条、第20条第1項各号並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第27条 旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、規則で定めるところによりその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第28条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第29条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてそ

の者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の霧島市職員等の旅費に関する条例（以下この項から附則第6項までにおいて「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項、次項及び附則第4項において「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の霧島市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び附則第5項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1号に規定する旅行命令権者が同条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

第3条 施行日以後に完了する赴任に伴う旅費については、前項の規定にかかわらず、新条例の規定を適用する。

第4条 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職、停職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

第5条 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

第6条 新条例第29条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(霧島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第7条 霧島市固定資産評価審査委員会条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条中「霧島市職員等の旅費に関する条例（平成17年霧島市条例第67号）」を「霧島市職員等の旅費に関する条例(令和8年霧島市条例第 号)」に改める。

(霧島市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 霧島市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条中「霧島市職員等の旅費に関する条例（平成17年霧島市条例第67号）」を「霧島市職員等の旅費に関する条例(令和8年霧島市条例第 号)」に改める。

(霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 前項の費用弁償の支給については、霧島市職員等の旅費に関する条例（令和8年霧島市条例第 号）の規定を準用する。この場合において、同条例第15条に規定する宿泊費における区分の適用については、同条第2号の規定を準用する。

第6条第3項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第6条関係）

区分	報酬額
教育委員会委員	月額 52,300円
選挙管理委員会委員長	月額 51,800円
選挙管理委員会委員	月額 37,800円 ただし、地方自治法第189条第3項の規定により臨時に委員に充てられた補充員 日額 5,100円
公平委員会委員長	日額 7,700円
公平委員会委員	日額 7,100円
監査委員（議会選出）	月額 67,400円
監査委員（識見を有する者）	月額 120,000円
農業委員会会長	月額 79,600円 年額558,000円以内 で市長が別に定める
農業委員会会長代理及び部会長	月額 60,700円 額を加算した額

農業委員会委員	月額 50,600円	
農地利用最適化推進委員	月額 45,000円	
行政不服審査会会長	日額 12,500円	
行政不服審査会委員	日額 11,500円	
情報公開・個人情報保護審査会会長	日額 12,500円	
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 11,500円	
いじめ問題対策委員会会長	日額 12,500円	
いじめ問題対策委員会委員	日額 11,500円	
空家等対策協議会会長	法務に関する学識経験者のうち、弁護士	日額 12,500円
	上記以外の者	日額 5,500円
空家等対策協議会委員	法務に関する学識経験者のうち、弁護士	日額 11,500円
	上記以外の者	日額 5,100円
固定資産評価審査委員会委員長	日額 5,500円	
固定資産評価審査委員会委員	日額 5,100円	
固定資産評価員	日額 5,100円	
附属機関の委員の長	日額 5,500円	
附属機関の委員	日額 5,100円	
学校医	1校につき 年額 190,600円以内	
学校薬剤師	1校につき 年額 60,000円以内	
学校歯科医	1校につき 年額 190,600円以内	
生活保護関係嘱託医（一般）	月額 90,100円以内	
生活保護関係嘱託医（精神）	日額 14,400円以内	
幼稚園の園医	年額 100,000円以内	
幼稚園の園医（歯科医）	年額 100,000円以内	
幼稚園の薬剤師	年額 45,300円以内	
保育所の園医	年額 100,000円以内	
保育所の園医（歯科医）	年額 100,000円以内	
福祉関係手当審査嘱託医	日額 14,400円	
産業医	年額 68,900円以内	

選挙長	1回の勤務につき 12,200円
開票管理者	1回の勤務につき 12,200円
投票所の投票管理者	日額 14,500円
期日前投票所の投票管理者	日額 12,800円
選挙立会人	1回の勤務につき 10,100円
開票立会人	1回の勤務につき 10,100円
投票所の投票立会人	日額 12,400円
期日前投票所の投票立会人	日額 10,900円
統計調査員	1調査区1回につき 20,000円以内
スポーツ推進委員の長	日額 5,500円
スポーツ推進委員	日額 5,100円
温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会委員長（識見を有する者）及び専門部会部会長	日額 12,500円
温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会委員（識見を有する者）及び専門部会部会員	日額 11,500円

（霧島市出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正）

第10条 霧島市出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「霧島市職員等の旅費に関する条例（平成17年霧島市条例第67号）」を「霧島市職員等の旅費に関する条例（令和8年霧島市条例第 号）」に改め、「（日当は除く。）」を削る。

（霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第11条 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年霧島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「霧島市職員等の旅費に関する条例（平成17年霧島市条例第67号）」を「霧島市職員等の旅費に関する条例（令和8年霧島市条例第 号）」に改め、同項ただし書中「に係る日当、宿泊料及び食卓料並びに死亡手当」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

（霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第12条 霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成20年霧島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「霧島市職員等の旅費に関する条例（平成17年霧島市条例第67号）」を「霧島市職員等の旅費に関する条例（令和8年霧島市条例第 号）」に改める。

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の一部改正に伴い、旅費の種類、旅費計算等について全面的な見直しを行うため、本条例の全部を改正しようとするものである。